

神戸市総合基本計画審議会及び神戸2025ビジョン推進会議運営支援業務 委託仕様書

1 業務名称

神戸市総合基本計画審議会及び神戸2025ビジョン推進会議運営支援業務

2 業務目的

本市では、総合基本計画（「新・神戸市基本構想」、「第5次神戸市基本計画」、「神戸2025ビジョン」）に基づき、まちづくりを行っているが、本計画が令和7年度に終期を迎えることから、令和5年度より、次期・総合計画の策定に着手している。

令和6年度は、毎年実施している「神戸2025ビジョン」の進捗評価（2025ビジョン推進会議）に加え、次期「基本構想（素案）」の審議を3回実施する。

3 業務内容

次の会議について、三宮周辺での開催場所の確保・調整・設営、会議資料等の作成・当日物品等の準備、会議録の作成を行う。

なお、委員との連絡調整や、会議資料の一部（議論の中心となるもの）の作成は神戸市が行う。

（1）令和6年度神戸市総合基本計画審議会

①趣旨

令和5年度に、本市のまちの基本理念等となる次期「基本構想」の策定に向け、市民等から“神戸の魅力”などの意見を収集した。これを元に作成する素案について、委員25名（予定）による市民の立場や専門的な知見からの調査・審議を経て、「答申」を受ける。

②日程

後日、本市が指定する日程（平日9時～17時のうちの2時間程度）で開催する。

全3回の開催時期は以下のとおり。

第1回：4月頃

第2回：6月頃

第3回：8月頃

（2）神戸2025ビジョン推進会議

①趣旨

令和3年4月に、第5次神戸市基本計画の実施計画「神戸2025ビジョン」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定。当計画で定める将来像「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向け、外部有識者13名により、KPIの進捗状況の確認や本市の取り組みを評価する。

②日程

令和6年11月頃で、後日、本市が指定する日程（平日9時～17時のうちの2時間程度）で開催する。

4 留意事項

(1) 対象業務

①会議開催に向けた対応

会場予約事務（備品のレンタル含む）※、レイアウトや当日運営方法の検討（オンライン対応含む）、当日配布資料の作成（式次第や座席表を想定）、神戸市作成資料含む資料一式の印刷

※オンライン対応に支障のない会場を選定すること。

会場使用料や会場備品のレンタル料は、会議終了後、本市より支払う。

会場が本市の会議室となる場合は、事業者による会場予約事務等の対応は不要。

②会議当日の対応

会場設営、出席者・傍聴者の受付、会議資料の配付、その他必要資材（筆記用具や席札、飲料等）の準備、オンライン設営、会議終了後の撤収作業

※会議の進行は本市が行う。

③会議開催後の対応

会議録（当日の速記、議事要旨）の作成

(2) 会議当日に必要な体制

- ・会場責任者：会場設営全般を統括する者 1名
- ・会場設営補助：会場責任者の指示のもと会場設営等に従事する者 1名以上
- ・配信担当：オンライン会議の運営・配信にかかる調整を行う者 1名以上

(3) 会場内での傍聴席の確保について

- ・各会場で、市民や記者向けの傍聴席として20席以上確保すること。

(4) オンライン対応について

- ・会議出席者全体が映るよう、WEBカメラ等を固定し配信する運用を想定。
- ・各回、委員のうち運営数名程度のオンライン参加を予定。資料の共有や、音声のやり取りが円滑にできるよう運営すること。
- ・そのほか、当日来場出来ない傍聴希望者への対応として、神戸市公式 youtube チャンネル等を活用したオンライン配信も行うこと。

(URL : <https://www.youtube.com/channel/UCI-keVKj9JGcSG0Ib3TE60A>)

5 委託契約期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

※本契約に係る令和6年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この入札に基づく契約は締結しない場合がある。

6 納入物及び納入期限

(1) 業務の実施・検討においては本市と十分に連携し、定期的に報告及び調整を行うこと。

(2) 会議録は、①当日の速記版及び、②議事要旨を作成する。

速記版については、会議終了後翌日から3営業日まで、議事要旨は7営業日までに電子データで提出すること。

7 留意事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

(3) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

・神戸市情報セキュリティポリシー <<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>>

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。